

中山間地域等直接支払制度の第3期対策について

- 1 本制度は、中山間地域等における平場との農業生産条件の不利を補正するための施策として平成12年度から実施。
- 2 平成17年度からは第2期対策として、担い手の育成等、より前向きな体制整備を促す仕組みに見直し、農地の保全や多面的機能の確保に高い効果を発揮。
- 3 しかし、中山間地域では平場に比べ高齢化の進行が著しく、このままでは、将来において農業生産活動が困難と考える高齢農家の多くが協定から離脱していくことが懸念。



第3期対策では高齢化の進行にも十分配慮した、より取り組みやすい制度に見直し、取組面積の維持・拡大を目指す。(H20度実績 28,757協定 66.4万ha)

見直しのポイント	現行対策	新対策（予定）
<p>○交付単価</p> <p>田 急傾斜 21,000円 緩傾斜 8,000円 畑 急傾斜 11,500円 緩傾斜 3,500円</p>	<p>①基礎単価（8割単価） ②体制整備単価（10割単価） A要件（2つ以上選択） a 生産性、収益向上 b 担い手の育成 c 多面的機能の発揮 B要件（1つ以上選択） a 集落営農の推進 b 担い手への農用地の集積</p>	<p>①変更なし ②A要件 a～cを整理統合 B要件 変更なし C要件 集团的サポート型の 新設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>高齢化等により農業が継続できなくなった場合に備えて、協定内にあらかじめ支援者を取り決めておくもの</p> </div>
<p>○加算措置</p>	<p>①規模拡大加算（田1,500 畑500） ②土地利用調整加算（田畑500） ③法人設立加算（田600 畑500） ④耕作放棄地復旧加算</p>	<p>①～③変更なし ④廃止 ⑤小規模・高齢化支援加算の新設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>小規模・高齢化集落を支援する支援元集落に対して加算金を交付 田4,500円/10a 畑1,800円/10a</p> </div>
<p>○1ha以上の一団の農用地要件</p>	<p>営農上の一体性を有する複数の団地の合計が1ha以上</p>	<p>農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、飛び地などの1ha未満の団地であっても、一団の農用地として取り扱うことができる</p>
<p>○交付金返還の免責事由</p>	<p>①死亡・病気等 ②農業用施設用地 ③自然災害 ④土地収用適格事業 ⑤新規就農者住宅</p>	<p>①～⑤継続 ⑥農業後継者の分家住宅への転用 ⑦自己施工の農道・水路</p>
<p>○1人あたり受給額上限100万円（埼玉県では事例なし）</p>	<p>交付金受領額と役員報酬・共同活動の日当の合計で100万円</p>	<p>交付金受領額で100万円（役員報酬・共同活動の日当は受給上限に含めない）</p>